別記様式第18号（第43条関係）

発　　番
令和　　年　　月　　日

（提供先行政機関の長）　殿

国家公安委員会

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律第６条に基づく重要経済安保情報の提供について（協議）

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和６年法律第27号。以下「法」という。）第６条第２項の規定に基づき、下記のとおり重要経済安保情報の保護に関し必要な措置を実施されたく協議する。

なお、重要経済安保情報の内容等により特段の措置が必要である場合には別途協議する。

記

国家公安委員会が法第６条第１項の規定により（提供先行政機関）に提供する重要経済安保情報については、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和７年政令第26号）第11条第１項の規定に基づき（提供先行政機関の長）が定める規程に従い、同項各号及び第14条各号に掲げる措置を確実に講ずること。

別記様式第19号（第43条関係）

発　　番
令和　　年　　月　　日

（提供先行政機関の長）　殿

国家公安委員会

重要経済安保情報の提供について（回答）

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律第６条に基づく重要経済安保情報の提供について（協議）（令和　　年　　月　　日　　号）に記されたとおり、重要経済安保情報の保護に関し必要な措置を講ずることとしたので、通知する。